

2025年度版



特許 特別会計レポート

第4号
(令和8年2月)

JAPAN PATENT OFFICE



Introduction

本冊子は、特許庁の財政情報である決算及び財務書類、予算等を、産業財産権の利用者や国民の皆様に対してわかりやすく説明するために作成したものです。本冊子が広く活用され、知的財産をめぐる現状と特許特別会計への理解を深める一助となれば幸いです。

※表中の数値は端数処理の関係から、合計値と一致しない場合があります。また、各数値は原則として端数を四捨五入していますが、p.19の「令和6年度決算」欄及びp.23の特許特別会計財務書類については、作成ルールに則り端数は切り捨てとしております。

※予算と決算は以下の流れによって確定となります。

- ・前年度決算：11月中旬に目毎の情報が確定、翌年1月頃に貸借対照表等を含めた情報が確定
- ・次年度予算：翌年1月頃に目毎の情報を国会へ提出し、国会における予算成立をもって確定



Contents

1 | **特許庁の役割と業務** 07

- 特許庁の6つの大きな取組
- 知的財産権の種類
- 審査・審判の流れ
- 特許庁の体制

2 | **特許特別会計の概要** 11

- 特許特別会計の概要
- 剰余金の考え方

3 | **料金の体系** 13

- 産業財産権関係料金
- PCT国際出願の流れと料金
- 料金設定の考え方
- 料金減免の対象者と軽減率
- 諸外国との料金比較

4 | **令和6年度決算の概要** 19

- 歳入歳出決算の概要
- 部門別歳出入の推移
- 歳出の費目別内訳
- 長期で見た歳入歳出の推移
- 特許特別会計財務書類

5 | **令和8年度予算(政府案)の概要** 24

- 令和8年度予算(政府案)のポイント
- 予算編成における財政規律

6 | **参考情報** 26

- 特許・PCT
- 意匠
- 商標
- 参考リンク集

エグゼクティブ・サマリー

特許庁は、我が国の産業の発展に向けて必要不可欠である産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）に関して、権利の付与や関連施策の企画立案等に取り組んでいます。

こうした活動に必要な経費は、出願料・審査請求料・特許料等、ユーザーの皆様からいただいた手数料等で賄っており、一般会計から独立した「特許特別会計」において管理しています。このように我が国の産業財産権を創出しイノベーションを促進する特許庁の任務を確実に遂行するためには、特許特別会計において、将来必要となる投資経費（次期システム刷新や庁舎改修）や、災害等の不測の事態に備えたリスクバッファの両方を勘案して「剰余金」（歳入と歳出の差額）を一定規模確保していく必要があります。このため、大学教授等からなる専門家・第三者による検証を定期的に行いながら、計画的な財政運営に取り組むこととしています。

このように、特許庁の任務達成のための持続可能な運営には、歳入として出願料・審査請求料・特許料等の料金収入が確保されることが必要となります。そして、各料金の設定にあたっては、各手続に係る実費や諸外国の料金水準、出願促進等の政策的観点などを踏まえつつ、特許特別会計全体の収支を均衡させるとの考え方（収支相償）で合理的に設定することが前提となります。例えば、近年の厳しい財政状況を踏まえ、2022年4月から特許料等の値上げを行った一方で、イノベーションの担い手となる中小企業やスタートアップ等については、一部料金の軽減制度を実施しています。

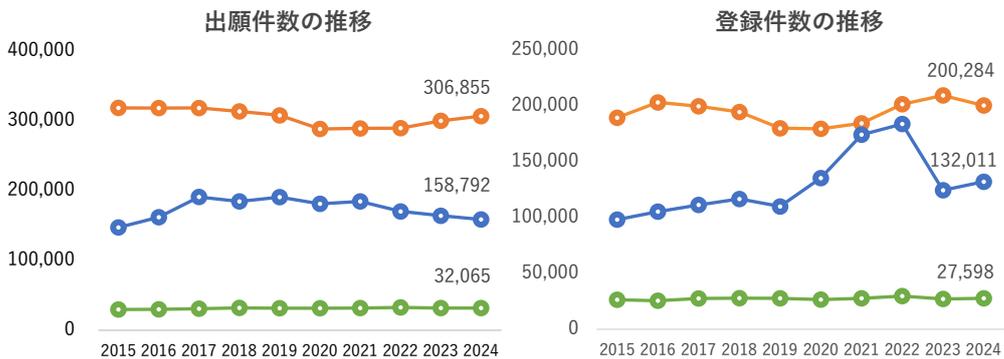
特許特別会計の足下の状況を見ると、令和6年度決算では、歳入が1,683億円、歳出が1,442億円であり、241億円の黒字決算となりました。剰余金は1,219億円となり、不測の事態に備えたリスクバッファ分（約400億円）を確保できています。部門別に見ると、歳入は、特許が1,180億円（歳入全体の約70%）と最も大きく、次に商標の209億円（約12%）、PCTの77億円（約5%）が続きました。また、歳出は、特許が939億円（歳出全体の約65%）と最も大きく、次に商標の184億円（約13%）、PCTの115億円（約8%）が続きました。

今後も健全な財政運営を行うと同時に、特許庁のコンピテンシーを高めるためにはワイズ・スペンディングも重要となります。令和8年度政府予算案では、**約1,606億円の歳出（単年度で約26億円の黒字）**を計上し、一定の財政規律を維持しながらも、**世界最速・最高品質の審査体制確保**のために必要となる先行技術調査や情報システムの整備や、**中小企業やスタートアップ等に対する知財活用支援の強化**など、**イノベーション創出等を強力に後押し**する施策を盛り込んでいます。

以上のとおり、特許特別会計は、足下では剰余金が順調に増加し、財政状況が安定して、特許庁の任務の適切な遂行に努めているところですが、引き続き、油断することなく、健全かつ透明性を持った財政運営に取り組みます。

世界最速・最高品質の審査※

	出願件数	審査請求件数	登録件数	平均FA期間	権利化までの期間	ユーザー満足度
特許	306,855 件	228,456 件	200,284 件	9.1 月	13.0 月	95.7 %
意匠	32,065 件	—	27,598 件	6.1 月	6.8 月	97.0 %
商標	158,792 件	—	132,011 件	6.8 月	7.8 月	94.3 %



※ 出願件数・審査請求件数・登録件数は令和6年の実績。平均FA期間（出願から一次審査通知までの期間）・権利化までの期間は令和6年度の実績。ユーザー満足度（「普通」以上の評価の割合）調査は、令和7年度に実施。

【出典】

「特許行政年次報告書2025年版」

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/all.pdf>

「特許庁ステータスレポート」

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2025/document/index/all.pdf>

「審査の質についてのユーザー評価調査」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/online_survey.html

Mission Vision Values



より良い未来を拓く「知」は、
一人ひとりの「やりたい」から始まり、
その情熱こそが、真に豊かな未来へ導いてくれることを
確信しています。

私たちは、「知」に寄り添い、
培ってきた実務の知見と最先端の技術を融合しながら、
未来を拓く「知」が育まれ、
新たな価値が生み出される知財エコシステムを、
知的財産に関わる全ての人たちと協創します。

暮らしの質の向上から社会的課題の解決まで、
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、
イノベーションを促進することに
私たちは、全力で取り組みます。

Mission

どのような社会を
実現したいのか

「知」が尊重され、一人ひとりが創造力を
発揮したくなる社会を実現する

Vision

ミッションのために
組織は何を成すのか

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が生まれ、
新たな価値が生み出される
知財エコシステム※を
協創することで、
イノベーション※を促進する

Values

ビジョンのために職員は
どのような指針で行動・判断するのか

- 透明性をもって、公正、公平に実務を行う
- ユーザーの立場で考える
- 前例にこだわらず、改善を続ける
- 新たな技術・知識を常に学び取り入れ、
プロフェッショナルとして主体的に行動する
- 多様な個性を尊重し、かけ合わせ、
お互いを高め合う
- 特許庁全体の視野に立つ

※ 知財エコシステムとは、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が生まれ、新たな価値が生み出される、いわば知的財産の生態系を指します。

※ イノベーションとは、技術革新に限らず、新しいビジネスモデルや社会の仕組みの創出などを含む広義のイノベーションを指します。

特許庁の役割と業務

特許庁の6つの大きな取組

特許庁では、我が国の産業の発展に向け次の6つの取組を積極的に進めています。

01

産業財産権の適切な付与

世界各国から受け付けた特許出願などの出願について、技術的観点、法律的観点などから厳正に審査し、独占的な権利を付与するか否かを判断します。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法等で定められた厳正な手続で審理します。

04

産業財産権制度の見直し

産業財産権施策の企画立案や国際交渉の結果などを踏まえ、特許法、商標法などの関係法令の改正、審査基準などを見直しを適宜行っています。

02

産業財産権施策の企画立案

未来を切り拓く「知的財産立国」の実現に向け、①迅速・的確な権利付与、②企業のグローバルな活動を円滑化する知財インフラの提供、③中小企業・大学などによる知財活用の促進、④地域ブランドなどの確立、⑤模倣品対策など、産業財産権施策の企画立案を積極的に推進していきます。

05

中小企業・大学等に対する支援

中小企業・大学など裾野の広い産業財産権活用を図るため、手数料の負担軽減、知財活用の支援、知財管理体制の強化支援、産学官連携の推進など、様々な取組を行っています。

03

国際的な制度調和と途上国協力の推進

国際調和を目指した産業財産権制度の環境を整備し、あわせて、我が国における出願人の海外での円滑な権利取得や権利活用を支援するため、日・米・欧先進国間協力や中国・韓国を含めた五庁協力、途上国協力（審査協力、人材育成など）、特許審査ハイウェイ（PPH）の推進、模倣品・海賊版対策の強化など、積極的な国際活動に取り組んでいます。

06

産業財産権情報提供の拡充

多様なユーザーニーズに応えるため、インターネット公報の発行などを通じて、産業財産権情報提供の拡充に努めています。

知的財産権の種類

知的財産権制度とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、創作者の財産として、一定の期間保護する制度です。知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つの権利を総称して、産業財産権といい、特許庁が所管しています。

産業財産権 = 特許庁所管

創作意欲を促進

知的創造物についての権利等

特許権（特許法）

- 「発明」を保護
- 出願から20年（一部25年に延長）

実用新案権（実用新案法）

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権（意匠法）

- 物品等のデザインを保護
- 出願から25年

著作権（著作権法）

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後70年（法人は公表後70年、映画は公表後70年）

回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権（種苗法）

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年（樹木30年）

営業秘密（不正競争防止法）※

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

※技術上、営業上の情報

信用の維持

営業上の標識についての権利等

商標権（商標法）

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年（更新あり）

商号（会社法、商法）

- 商号を保護

商品等表示（不正競争防止法）

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

地理的表示（GI）（特定農林水産物の名称の保護に関する法律）

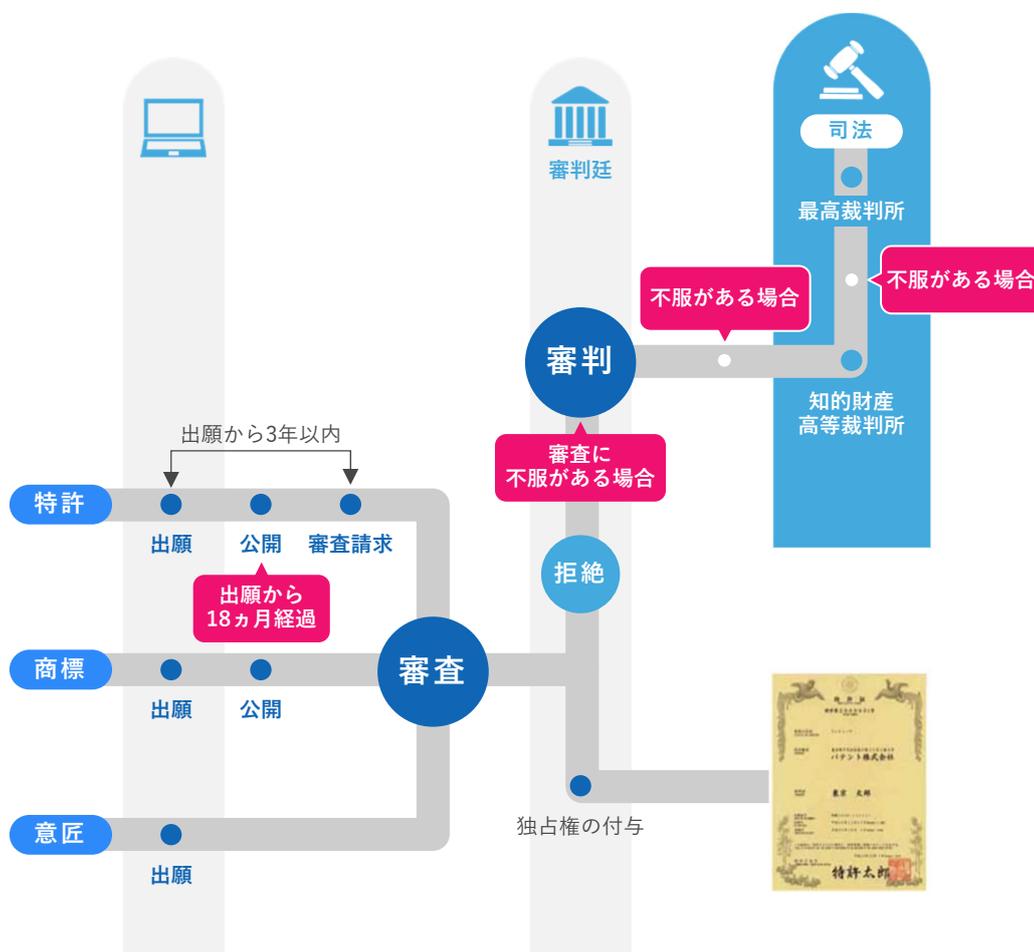
- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護

地理的表示（GI）（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律）

特許庁の役割と業務

審査・審判の流れ

特許庁は、世界各国から受け付けた特許、意匠、商標の出願について、厳正な審査を行い権利を付与しています。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法等で定められた厳正な手続で審理します。



？
審査とは

審査官が、特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願について、拒絶すべきものか、特許又は登録すべきものかを決定する手続です。

？
審判とは

拒絶査定等の審査における処分が適正であったかどうかについて、3～5人の審判官の合議体が、準司法的手続にしたがって審理し決定する手続です。

特許庁の体制

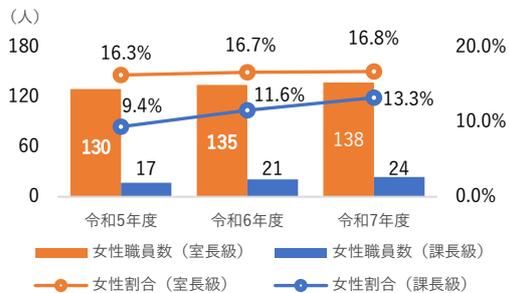
組織図



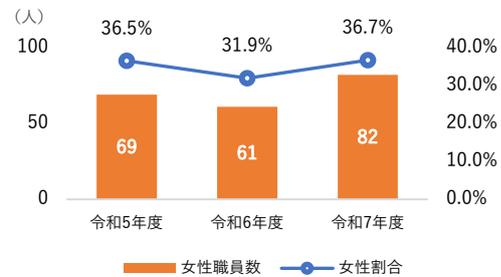
職員構成



管理職の任用状況と女性比率の推移



新規採用状況と女性比率の推移



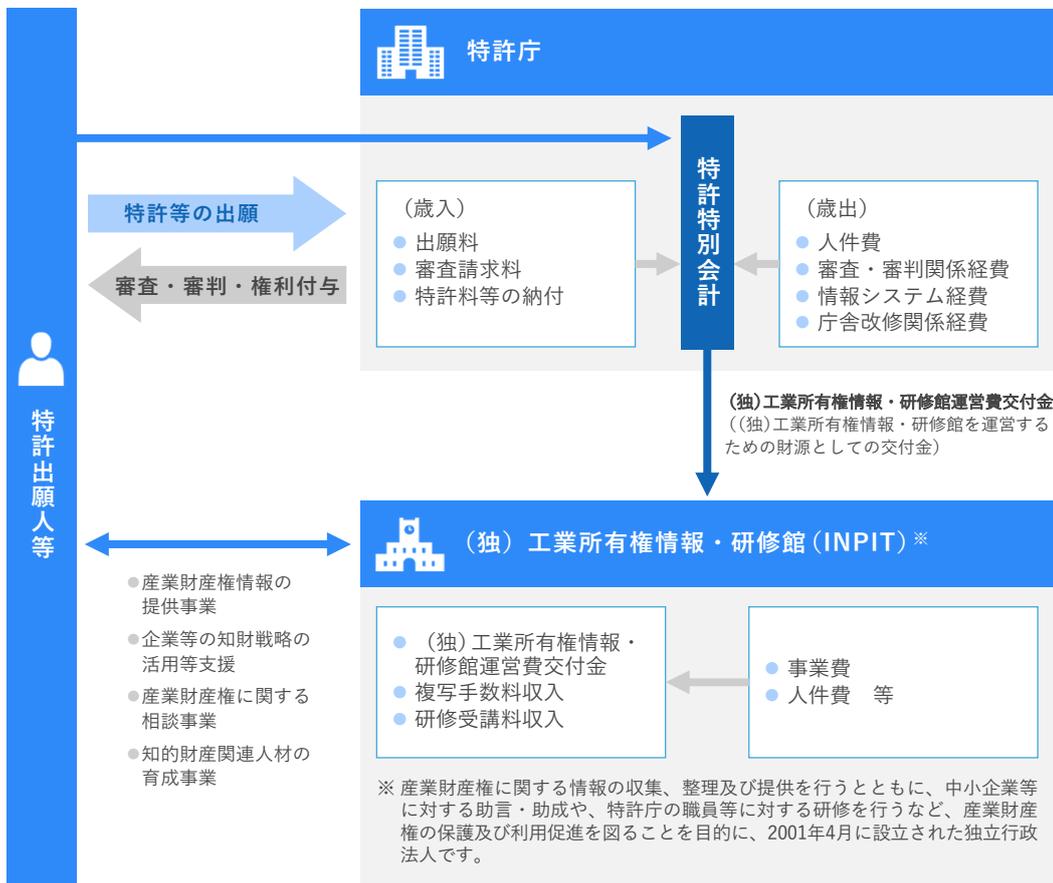
[出典] 「管理職への任用状況等について」
https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/ninyo-iyokyo/kanrishoku_ninyou/

特許特別会計の概要

特許特別会計の概要

特許特別会計は、特許等の産業財産権（工業所有権）に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として昭和59年7月に設置されました。

i 特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、特許・実用新案・意匠・商標の審査・審判及び権利の登録等を行うために必要な経費を支出しております。



剰余金の考え方

●特許特別会計は、収支相償(収入と支出が均衡すること)を原則として独立運営していますが、特別会計に関する法律により、以下の制約があります。

・年度を跨ぐ借入れが認められない：

庁舎改修や大規模システム刷新等の投資経費については、予め、計画的に確保しておく必要があります。

・「積立金」等の資金の保有が認められていない：

法律に規定のない資金を持つことは認められておらず、「積立金」「引当金」等の区分を設けて資金を管理することができません。したがって、歳入・歳出の差額はすべて「決算剰余金」となります(ただし、剰余金の内訳・考え方を示すことは可能)。

●安定した財政運営のためには、①将来必要となる投資経費(次期システム刷新や庁舎改修)や、②災害等の不測の事態に備えたバッファの両方を勘案した剰余金の確保が必要です。

①投資経費：2030年代半ばまでに必要な投資経費は以下のとおりです。

・システム刷新経費：1,275億円程度

※2030年代半ばまでには現行(2013-2026年度)と同規模の次期システム刷新が必要と想定

※次期システム刷新で用いる剰余金は、今後順次支出予定である

・庁舎改修等経費：190億円程度

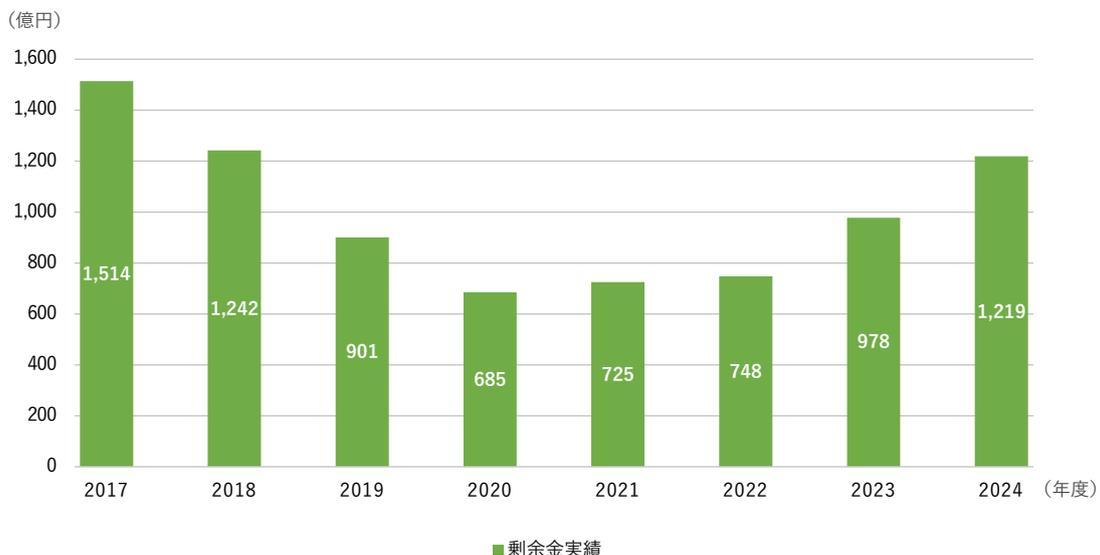
※次期大規模改修が必要となる2050年代に現行(2014-2023年度)と同規模の庁舎改修関係費用(584億円)が必要と想定し、2030年代半ばまでに必要額の約1/3を確保

②リスクバッファ：400億円程度

※3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準

●剰余金の推移

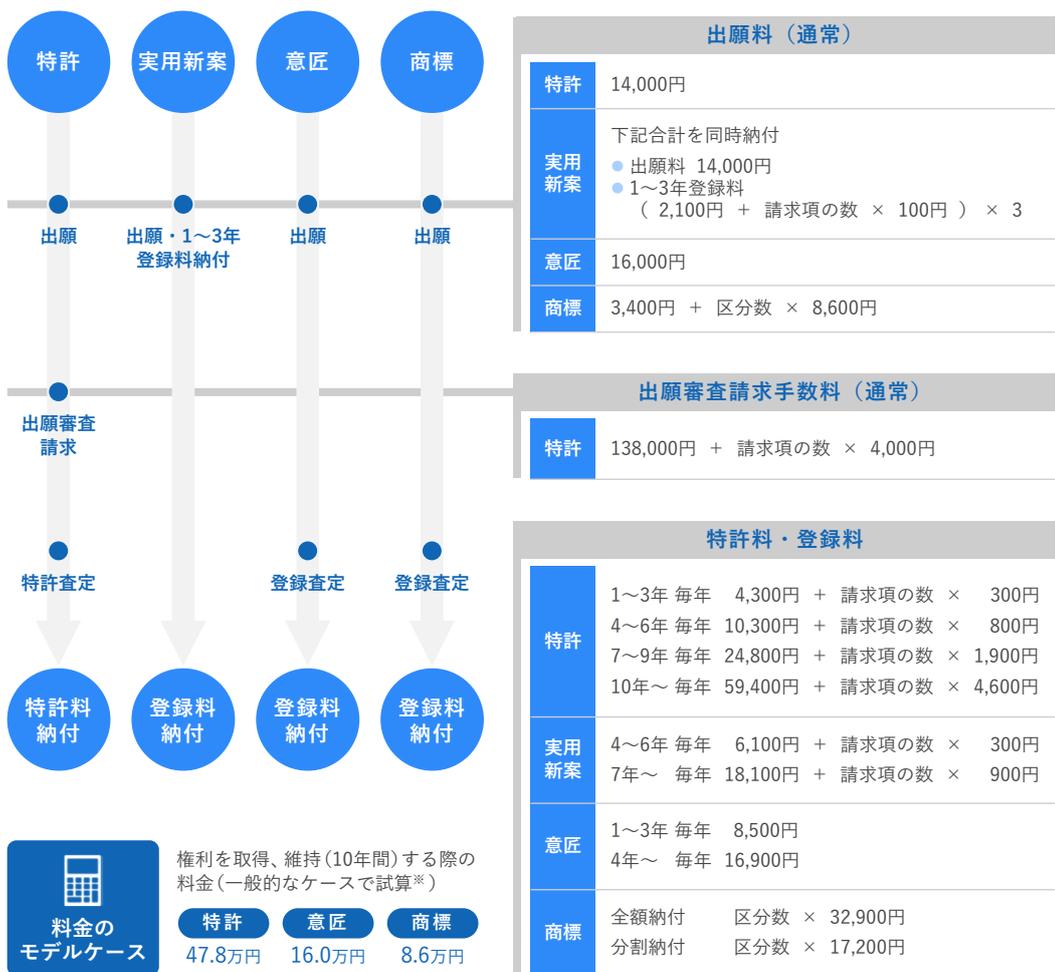
・令和6年度(2024年度)決算における剰余金は1,219億円であり、リスクバッファは満たしています。



料金の体系

産業財産権関係料金

産業財産権の主要な手続に必要な料金は以下のとおりです。（令和7年4月1日時点）



料金のモデルケース

権利を取得、維持(10年間)する際の料金(一般的なケースで試算※)

特許	意匠	商標
47.8万円	16.0万円	8.6万円

※ 特許については、審査請求時の請求項を10、設定登録時の請求項数を8として試算。商標については、出願・登録時区分数を2として試算。

？ 請求項とは

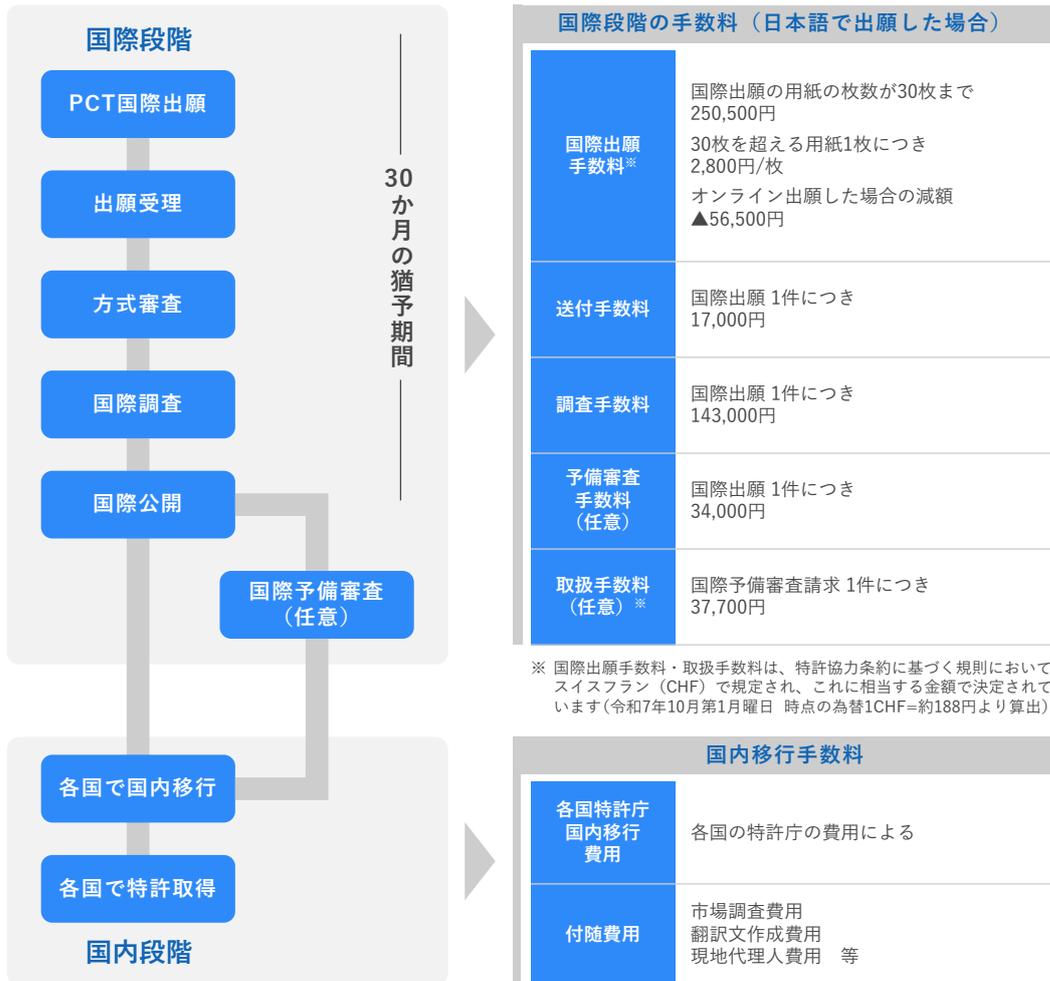
特許請求の範囲に区分して記載された項であり、請求項ごとに「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」が記載されています。

？ 区分とは

商標において、商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、第1類～第45類まであります。

PCT国際出願の流れと料金

日本国特許庁(JPO)でPCT国際出願を行い、JPOを国際調査機関とした場合、主要な手続に必要な料金は以下のとおりです。（令和8年2月1日時点）



国際段階料金のモデルケース

PCT国際出願をするためには、①国際出願手数料、②送付手数料、③調査手数料の支払いが必要です。

例えば、国際出願の用紙が40枚の日本語によるPCT国際出願を日本国特許庁にオンライン出願する場合、合計382,000円の手数料が必要となります。

①国際出願手数料	+ 250,500円
国際出願手数料（用紙枚数超えた分）	+ 28,000円
オンライン出願による減額	▲56,500円
②送付手数料	+ 17,000円
③調査手数料	+ 143,000円
合計金額	382,000円

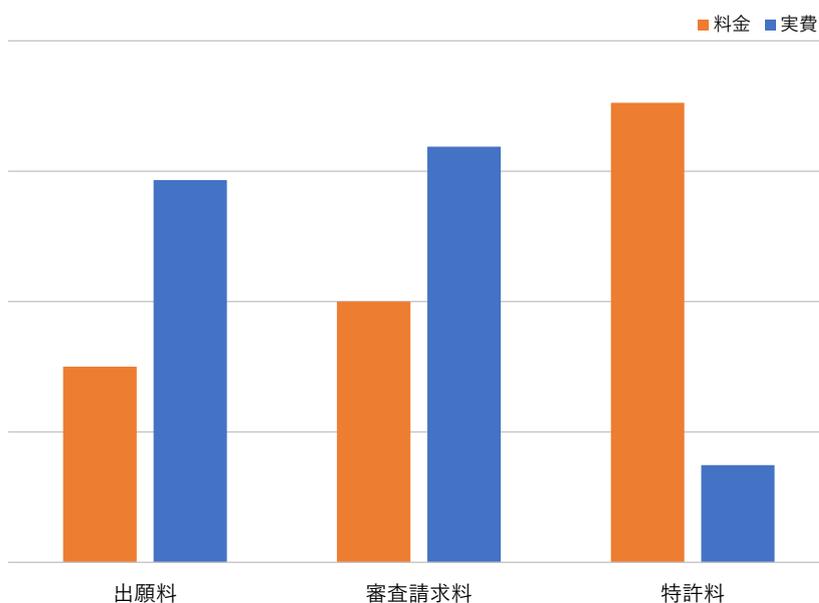
料金設定の考え方

料金設定の考え方

出願・審査請求等に伴う料金は、実費の一部を負担していただくという考え方のもとで設定されています。一方で、特許料に伴う料金は、特許権を付与する対価であり、具体的に個別の経費に対応して決定されるものではなく、特許特別会計の収支相償（収入と支出が均衡すること）の原則から、出願・審査請求料等の他の料金収入と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

出願料、審査請求料、特許料の料金と実費の関係、考え方は次のイメージです。

※ 料金と実費の比率のイメージであり、実際の金額とは異なります。



出願料とは

出願料は、出願に係る事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料です。

特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、ユーザーに出願行動を促す程度の水準に政策的に設定されています。



審査請求料とは

審査請求料は、審査の費用に対する対価として徴収される手数料です。

出願人の負担も考慮しつつ、実費を下回り、ユーザーに適正な審査請求行動を促す程度の水準に政策的に設定されています。



特許料とは

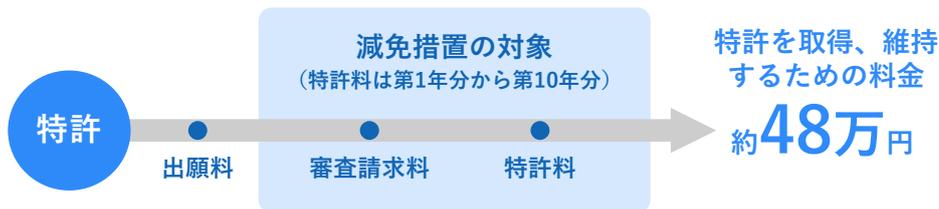
特許料は、特許権を付与する対価として徴収される料金です。

個別の経費に対応して決められるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

料金減免の対象者と軽減率

中小企業等を対象に、審査請求料・特許料（第1年分から第10年分）・PCT国際出願に係る手数料について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。各減免の対象者ごとに特許・PCTの通常料金の軽減率は以下のとおりです。

※ 以下に示した料金は、国内出願において審査請求日が2019年4月1日以降の案件について、審査請求時の請求項を10、設定登録時の請求項数を8として、出願～10年権利維持に係る費用を試算した概算金額になります。



1/2 に軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業 ・ 大学等 ・ 所得税非課税者 ・ 法人税非課税中小企業 	約25万円
1/3 に軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模企業 ・ スタートアップ企業 	約17万円
1/4 に軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島特措法認定中小 	約13万円
免除 又は 1/2 に軽減※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者 ・ 市町村民税非課税者 	約15万円

※ 審査請求料・特許料（1～3年目）は免除、特許料（4～10年目）は1/2に軽減。



PCT国際出願・国際予備審査請求においても、料金の軽減・支援制度を利用できます（軽減・支援の割合は国内出願と同様。ただし、所得税非課税者・法人税非課税中小企業・生活保護受給者・市町村民税非課税者・事業税非課税の個人事業主は対象外）。



実用新案では、一定の要件を満たす個人（生活保護受給者等）を対象に、実用新案の技術評価の請求手数料、登録料（第1年分から第3年分）について、減免・猶予措置が受けられます。

[出典]特許料等の減免制度

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

諸外国との料金比較

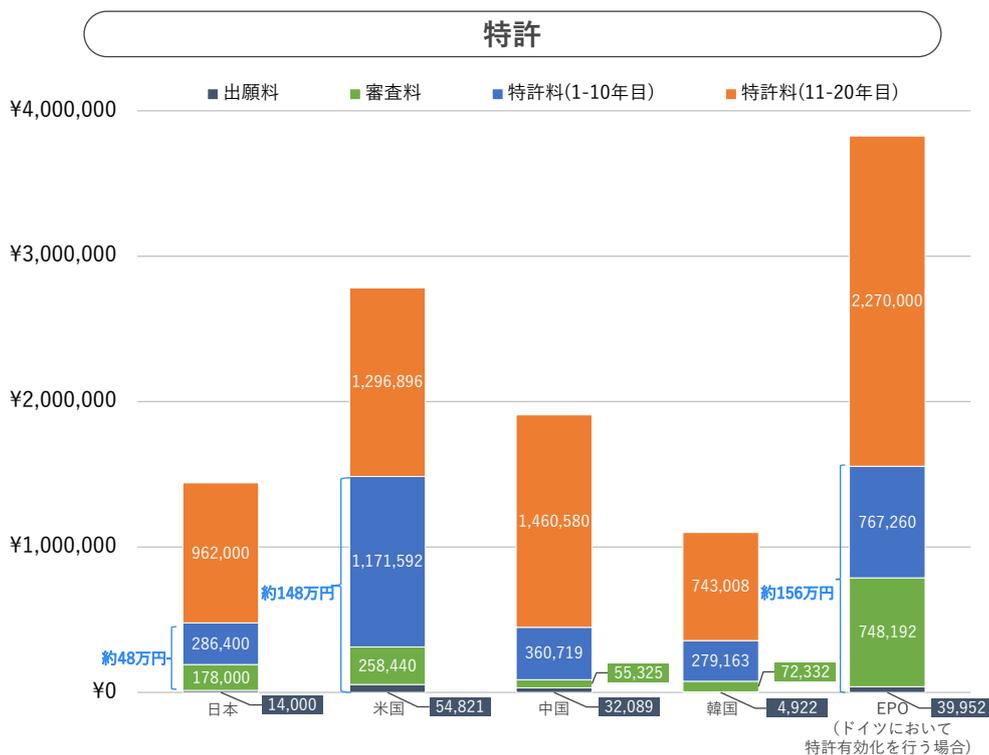
諸外国との料金比較 ※2025年12月調査時点。

特許庁では、収支相償の原則の下、各事務に要するコストや、特許特別会計全体の収支等を踏まえ、各種料金を設定していますが（P.15）、その際、諸外国における料金水準を考慮することも重要です。

以下では、特許・PCT（国際出願）・意匠・商標のそれぞれについて、出願から権利取得・維持にかかる料金を試算し、諸外国と比較しています。

特許・PCT・商標については、令和4年4月の料金引き上げ以降も、欧米より低い料金水準を維持しています。例えば、日本での特許権について出願・審査・権利維持に係る料金は一般的なケース（審査請求時請求項数10、登録時請求項数8、10年間維持）で、合計約48万円であり、米国（約148万円）や欧州（約156万円）を下回っています。

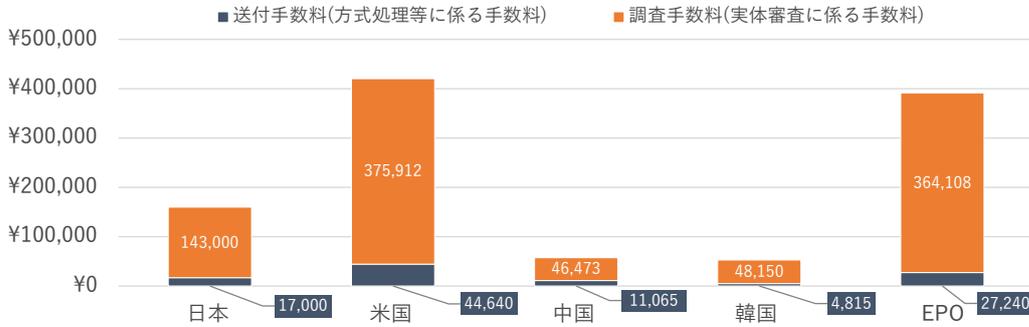
なお、意匠については、各国で権利存続期間が異なるため、10年目までの料金で比較すると、米国・中国よりも低い料金水準となっています。



- 出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
- 25年11月末為替: 1ドル=156.63円、1ユーロ=181.60円、1元=22.13円、1ウォン=0.11円で算出。詳細は以下参照:
<https://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past/index.php?id=251128>
- 凡例は日本円における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け
- いずれも代理人費用は含まれていない。

※海外知財庁の料金については、海外知財庁のHP等を参考に特許庁において試算。

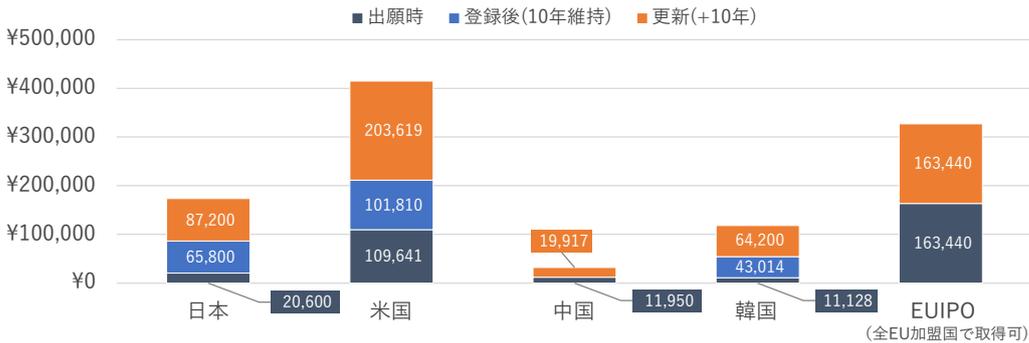
PCT（送付手数料+調査手数料）



意匠



商標



- ・ PCT：請求項数8、ページ数40で計算
 - ・ 意匠：米国は保護期間が登録日から15年、中国は出願から15年に想定。EUIPOは出願料に1～5年目の更新料を含む。
 - ・ 商標：区分数2で計算（米国は使用宣誓書の提出及び使用証明に係る権利維持費用を含む）
 - ・ 25年11月末為替: 1ドル=156.63円、1ユーロ=181.60円、1元=22.13円、1ウォン=0.11円で算出。詳細は以下参照：
<https://www.murc-kawasesouba.jp/fx/past/index.php?id=251128>
 - ・ 凡例は日本における料金区分、他庁の料金は当該凡例を参考に色分け
 - ・ いずれも代理人費用は含まれていない。
- ※海外知財庁の料金については、海外知財庁のHP等を参考に特許庁において試算。

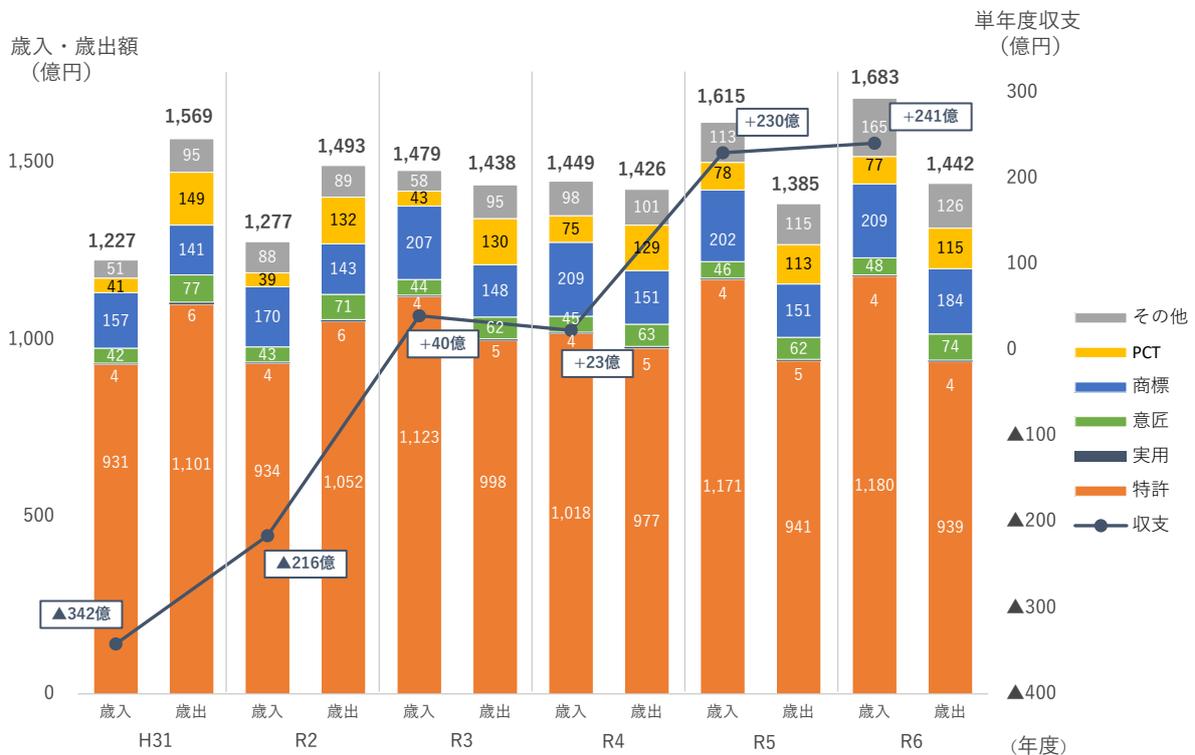
部門別歳出入の推移

歳出入の推移を見ると、令和2年度以降においては歳出が前年度と比較し、減少傾向となっております。一方、令和6年度では、退職手当の増加に伴う人件費の増加、先行技術文献調査に係る歳出の増加、意匠・商標システムの刷新費を計上したことにより歳出が増加しております。また、令和4年度からの料金引き上げに伴い、歳入が増加しております。

※令和3年度の歳入が増加しているのは、駆け込みでの料金支払があったため。

部門別に見ますと、PCTはマイナス収支が継続している傾向にありますが、令和4年度は料金の値上げもあり歳入が増加し、赤字幅が縮減しています。

なお、令和6年度の部門別の歳入は、特許が1,180億円（歳入全体の約70%）と最も大きく、次に商標が209億円（約12%）、PCTが77億円（約5%）が続きました。また、歳出は、特許が939億円（歳出全体の約65%）と最も大きく、次に商標が184億円（約13%）、PCTが115億円（約8%）が続きました。



※ 部門別歳入：各種権利に係る手続における料金収入をもとに算出（歳入総額との差額は「その他」に計上。なお、これまで現金による納付は予納含め各手続に紐づくものと整理してきたが、令和5年度より特許印紙による予納が廃止されたことを踏まえ、「予納」については現金も「その他」と整理することとし、経年比較のため現金予納を開始した令和3年度以降の数値を更新した。）
 部門別歳出：各種歳出をどの権利に係るものかを分類・按分し算出

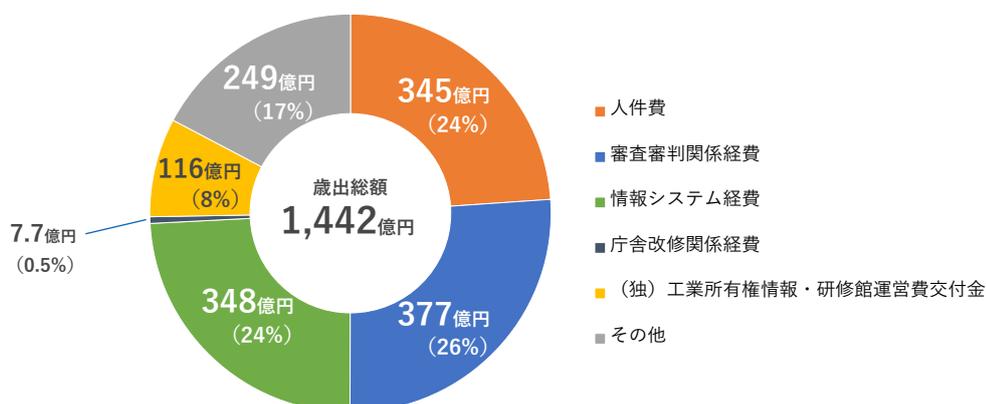
令和6年度決算の概要

歳出の費目別内訳

歳出の総額は、1,442億円（予算1,540億円、執行率93.7%）です。

歳出を費目別に見ると、審査審判関係経費が377億円と歳出全体の26%を占めています。

次に大きいのは、人件費の345億円（24%）、情報システム経費の348億円（24%）です。



人件費

特許庁職員にかかる基本給、諸手当、共済組合負担金等にかかる経費等です。

審査審判関係経費

審査・審判事務にかかる経費や、「世界最速・最高品質」の特許審査を目指し実施している先行技術調査の外注経費などが含まれます。

情報システム経費

「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく経費など、特許事務の合理化を図るための機械化費用です。

庁舎改修関係経費

特許庁庁舎の改修やそれに伴う外部施設の賃借経費です。

(独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金

産業財産権情報の提供、企業等の知財戦略の活用への支援等を実施するための運営費交付金です。

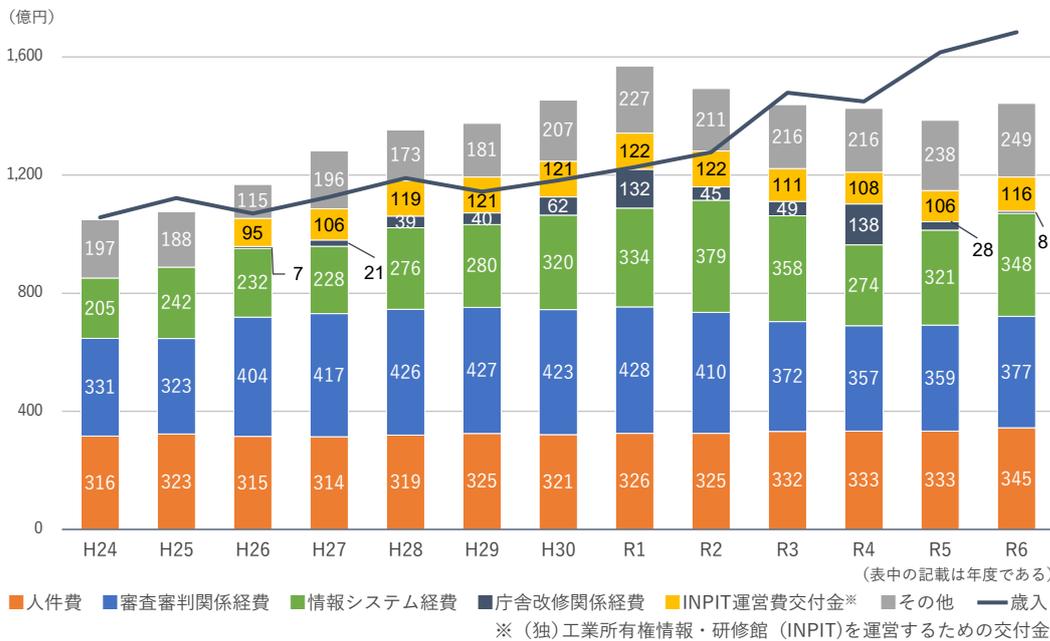
その他

各種調査委託費、一般管理費、国際機関（WIPO：世界知的所有権機関）への手数料送金等です。

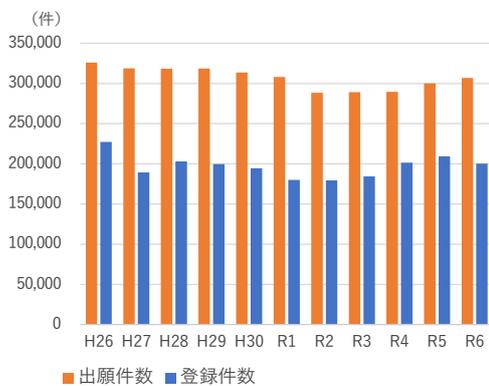
長期で見た歳入歳出の推移

特許特別会計を長期的に見てみると、情報システムの刷新や庁舎改修工事などの経費の発生や、海外の特許文献の急増による審査にかかる経費の増加により歳出が増加し、平成26年度より7年連続、歳出が歳入を上回る状況が続いていました。

そこで、歳出削減を徹底した上で、令和4年度から料金改定を実施した結果、料金改定直前の駆け込み納付（令和3年度末）、新料金下での増収（令和4年度以降）により、令和3年度以降は、歳入が歳出を上回っております。



特許出願と登録の状況



出願件数については減少傾向にあるものの、登録件数で見れば横ばい傾向を示しています。出願人が特許出願及び審査請求にあたり厳選することが根付き、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が図られつつあることが窺えます。

特許特別会計財務書類

特許特別会計では、特別会計に関する法律に基づき、資産及び負債の状況等について開示するため、企業会計の慣行を参考に財務書類を作成しています。この財務書類は、会計検査院の検査を経て、国会に提出されています。

この財務書類では、「貸借対照表」に加え、発生主義により認識した費用の内訳を示す「業務費用計算書」や資産・負債差額の増減の要因を示す「資産・負債差額増減計算書」などが作成されています。

なお、以下の表は財務書類を一部簡略化したものであり、詳細（原文）は以下のページを御覧ください。

[出典] 「令和6年度 特許特別会計財務書類（PDF）」
https://www.ipa.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai_zyuhoukaizi/kigyou2024.pdf

貸借対照表

令和6年度決算（百万円）

資産の部		負債の部	
現金・預金	121,904	前受金	42,703
有形固定資産	93,939	賞与引当金	2,281
国有財産（公共用財産を除く）	93,901	退職給付引当金	28,338
土地	90,325	その他	131
建物	3,158	負債合計	73,455
工作物等	418		
その他有形固定資産	37		
無形固定資産	44,140		
出資金	1,281		
その他	25		
資産合計	261,292		

資産・負債差額の部	
資産・負債差額	187,836
負債及び資産・負債差額合計	261,292

業務費用計算書

人件費	31,275
賞与引当金繰入額	2,281
退職給付引当金繰入額	2,272
独立行政法人運営費交付金	11,554
審査審判庁費	48,050
機械化庁費	19,267
庁費等	8,235
減価償却費	11,625
その他	5,033
本年度業務費用合計	139,596

資産・負債差額増減計算書

前年度末資産・負債差額	157,630
▶ 本年度業務費用合計	▲139,596
財源	167,571
自己収入	167,521
その他	49
無償所管換等	101
資産評価差額	2,129
本年度資産・負債差額	187,836

令和8年度予算（政府案）の概要

令和8年度予算（政府案）のポイント （令和7年12月26日閣議決定）

予算額 1,606億円（前年度比+62億円）

無形資産の重要性が高まる中、イノベーション創出・稼ぐ力向上のためには、知財を戦略的に経営に活用していくことが重要です。

このため、特許庁が引き続き**世界最速・最高品質の審査**を提供するため、**情報セキュリティを確保した上で生成AIを活用しつつ、必要な体制確保やシステムの整備に取り組みます**。また、優れた技術を市場獲得に繋げるため、**スタートアップなどのイノベーションの担い手に対して、事業段階に応じた知財活用支援を推進します**。さらに、INPITの地方展開や**地域知財経営支援ネットワーク**を通じた**中小企業等への支援**などにより、**知財エコシステムの裾野を拡大**します。

① 世界最速・最高品質の審査体制の確保 695.0億円

- ・ **必要な審査能力の確保** 316.6億円
 - ・ 先行技術調査（特許）、識別力等調査（商標）等、円滑な審査実施のために必要な予算の確保【継続】
 - ・ 生成AIによる検索インデックス生成・付与（特許）【新規】
- ・ **情報システム刷新及びシステム運用** 378.4億円
 - ・ 足下のシステム運用及び計画的なシステム刷新の着実な実施【拡充】

② イノベーション創出・経営力強化のための知財活用支援 54.0億円及びINPIT交付金122億円の内数

- ・ **優れた技術を市場獲得に繋げる知財活用支援の強化**
42.9億円+INPIT交付金122億円の内数
 - ・ ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣等によるスタートアップの知財戦略構築支援【継続】
 - ・ 大学やナショナル・プロジェクト等の革新的な研究開発における知財戦略構築【継続/INPIT交付金】
 - ・ 中小・スタートアップ等の海外での権利取得支援【継続/一部INPIT交付金】
 - ・ 海外での市場獲得に向けた諸外国・地域の知財制度調査・途上国の制度整備支援【継続】
- ・ **地域の中小企業等へのワンストップ支援や情報発信を通じた知財エコシステムの裾野拡大**
11.1億円+INPIT交付金122億円の内数
 - ・ 47都道府県に知財支援に関する相談窓口を設置【継続/INPIT交付金】
 - ・ INPITの機能の地方展開による中小企業等への知財経営支援【拡充/INPIT交付金】
 - ・ 自治体や地域の支援機関等が連携して知財経営支援に取り組むモデル地域の創出【拡充】
 - ・ 知財を切り口とした地域の金融機関による中小企業の事業性評価の推進【拡充】
 - ・ 地域の経済産業局や産業支援機関による知財活用施策の促進【継続】
 - ・ 地域知財エコシステム活性化を目的とした未来を担う知財人材の育成【新規】

[出典]「令和8年度 特許特別会計予算案のポイント」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/yosanan/2026chizai_yosan.pdf

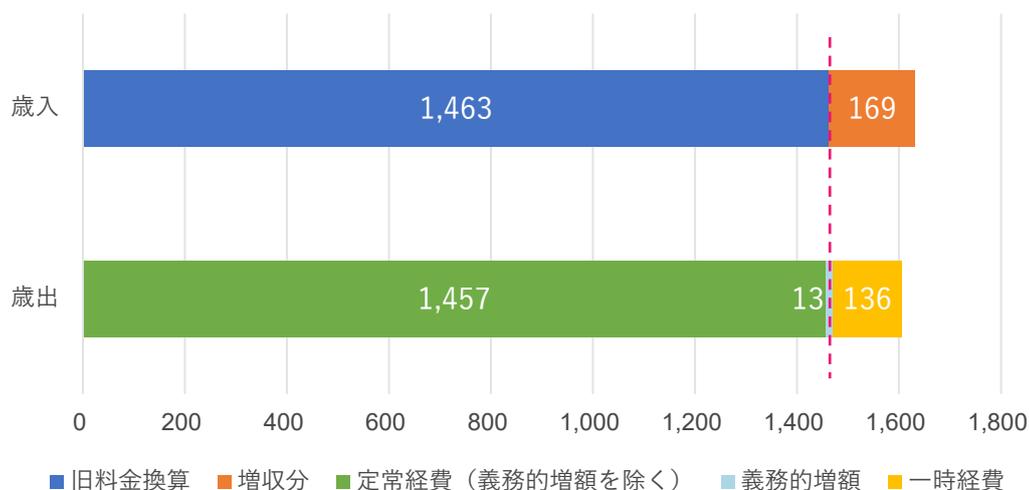
予算編成における財政規律

特許特別会計では、健全な財政運営を行うため、外部有識者の御意見も伺いながら、独自の財政規律を設けています。

令和8年度予算案の編成にあたっては、第10回財政点検小委員会（令和7年6月）において、以下の方針で対応することを確認しました。

- 令和8年度概算要求では、「定常経費※が旧料金（令和4年3月31日までの料金）換算での歳入を下回るよう要求額を設定する」ことを原則とする。
※定常経費：一時経費（システム刷新・庁舎改修）以外の経費
- ただし、賃上げや円安に伴う、特許庁に裁量のない義務的な増額については柔軟な対応を行う。
- また、引き続き、審査体制の確保や中小企業・スタートアップ等への支援等に取り組む。

この方針に基づき予算編成を進めた結果、令和8年度政府予算案は、歳入1,632億円、歳出1,606億円となりました。



なお、主な増減理由は以下のとおりです。

（主な増額要因）

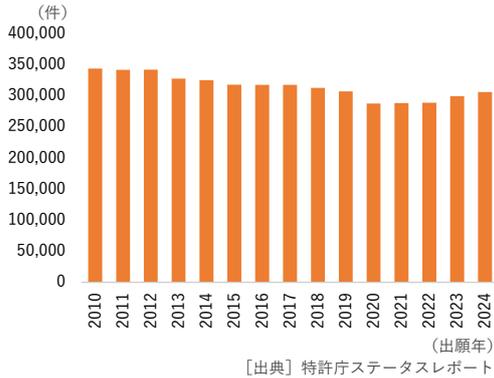
- 先行技術調査等の強化に伴う増額（+4億円）
- 為替レート変動（円安）に伴う国際機関（WIPO）への送金増額（+4億円）
- 定年退職者数や人件費の増加に伴う増額（+19億円）
- システム関連経費の増額（+42億円）
- 庁舎改修費用の増額（+6億円）

（主な減額要因）

- 広報事業の減少による減額（▲6億円）
- クレジットカード支払い手数料率等の見直しによる減額（▲4億円）

特許・PCT

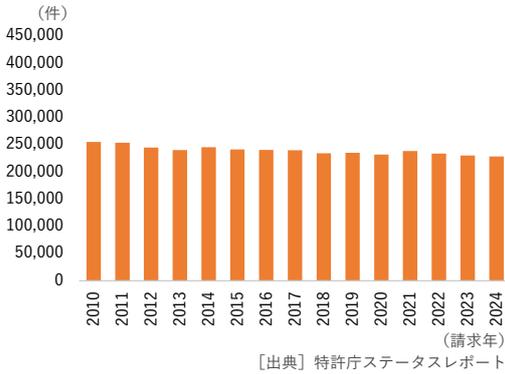
【特許出願件数の推移】



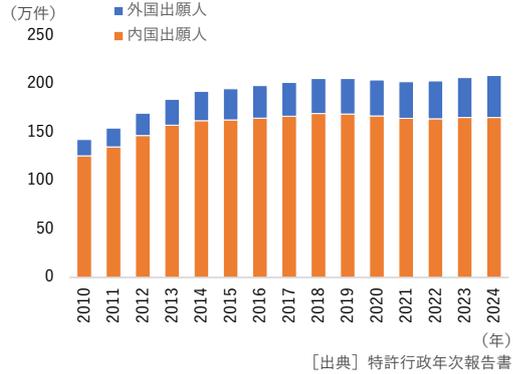
【特許審査の権利化までの期間と平均FA*期間】



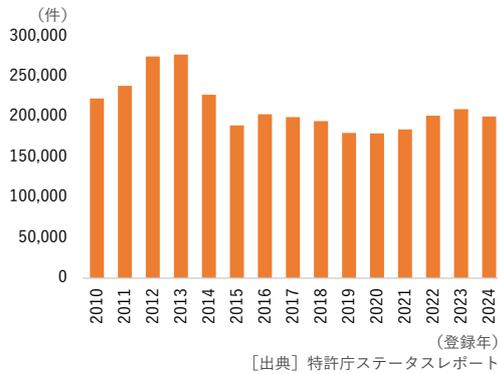
【審査請求件数の推移】



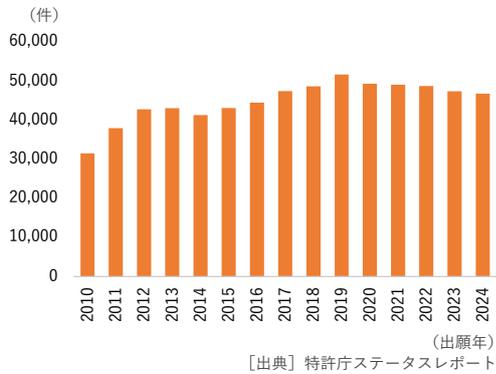
【内外国出願人別の現存特許権数の推移】



【特許登録件数の推移】



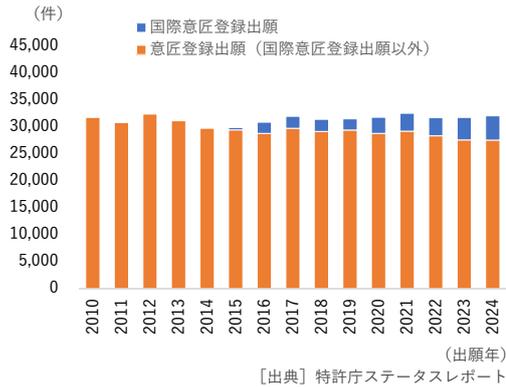
【PCT国際出願件数の推移】



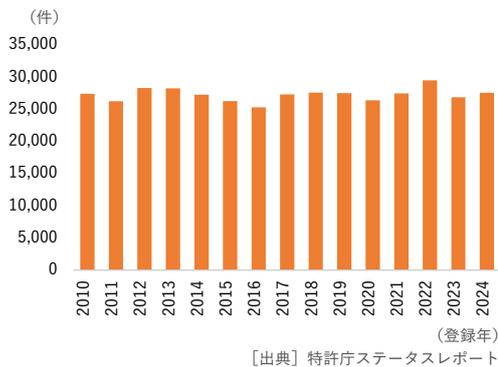
* FA(ファーストアクション)とは、審査官による出願人への最初の審査結果通知(登録査定又は拒絶理由通知書等)が出願人等へ発送されること。

意匠

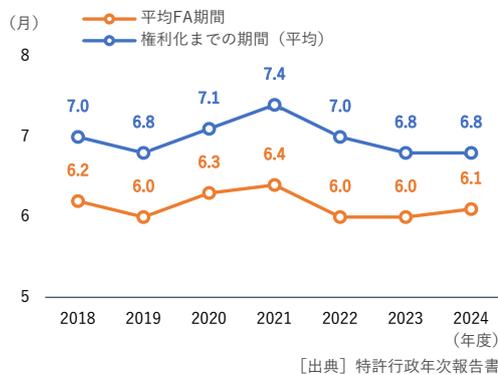
【意匠登録出願件数の推移】



【意匠登録件数の推移】

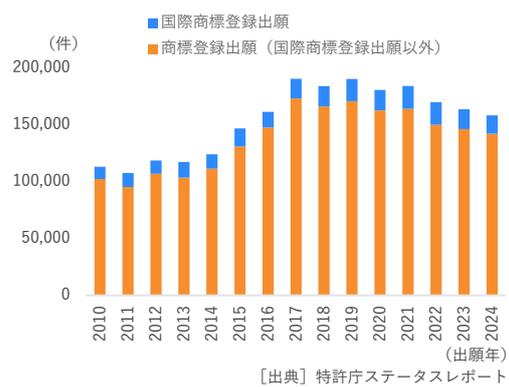


【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間】

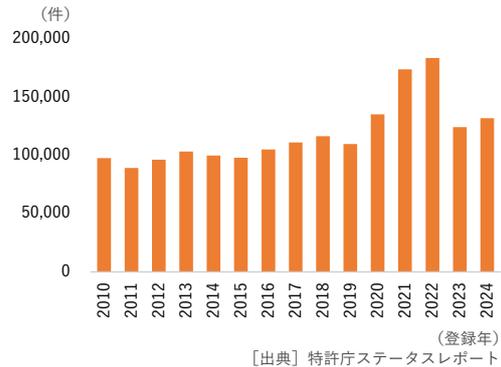


商標

【商標登録出願件数の推移】



【商標登録件数の推移】



【商標審査の権利化までの期間と平均FA期間】



参考リンク集

特許庁関係（特許特別会計）予算の概要

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/yosanan.html>

「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）に基づく特別会計に係る情報開示

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/tokukai_zyouhoukaizi.html

行政事業レビュー（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review.html

事業別フルコスト情報の開示

（経済産業省HP）

決算 省庁別財務書類及び国の債権に係る情報の各年度決算より
経済産業省 省庁別財務書類（参考情報1～2）を御覧ください。

<https://www.meti.go.jp/main/31.html#04>

※令和6年度決算の事業別フルコスト情報については、令和8年3月頃に掲載を予定しております。

特許行政年次報告書

知的財産をめぐる国内及び海外の動向と特許庁における取組について取りまとめています。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/index.html>

特許庁ステータスレポート

最新の特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信することを目的として、作成したものです。

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/index.html>

五庁統計報告書

日米欧中韓の特許庁は、各庁の活動状況や主に特許関連の統計情報を纏めた五庁統計報告書
（IP5 Statistics Report）を作成・公表しています。

海外の特許庁の活動等についてはこちらを御覧ください。

https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/ip5_statistics-report.html

特許庁が達成すべき目標

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/mokuhyou/index.html>



お問い合わせ先 | 経済産業省 特許庁総務部総務課調整班

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3 TEL 03-3581-1101 (内線: 2105)



(特許庁ホームページ)